

対象となる方▷70歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者

高額療養費の自己負担限度額

図…過去12カ月に3カ月以上の高額療養費の支給を受けた世帯は、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

7月まで

区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来〔個人単位〕	外来+入院〔世帯単位〕
現役並み所得者	課税所得145万円以上 57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 図44,400円
一般	課税所得145万円未満 (年間上限144,000円) 14,000円	57,600円 図44,400円
低所得者Ⅱ	住民税非課税 8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下) 8,000円	15,000円

8月から

区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来〔個人単位〕	外来+入院〔世帯単位〕
現役並み所得者	課税所得690万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 図140,100円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 図44,400円
	課税所得380万円以上 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 図93,000円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 図44,400円
	課税所得145万円以上 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 図44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 図44,400円
一般	課税所得145万円未満 (年間上限144,000円) 18,000円	57,600円 図44,400円
低所得者Ⅱ	住民税非課税 8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下) 8,000円	15,000円

高額介護合算療養費の自己負担限度額

7月まで

区分	1年の合算自己負担限度額
現役並み所得者	課税所得145万円以上 67万円
一般	課税所得145万円未満 56万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税 31万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下) 19万円

8月から

区分	1年の合算自己負担限度額
現役並み所得者	課税所得690万円以上 212万円
	課税所得380万円以上 141万円
	課税所得145万円以上 67万円
一般	課税所得145万円未満 56万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税 31万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下) 19万円

現役並み所得者	▷ 同じ世帯に基準所得以上(課税所得145万円以上かつ収入383万円以上、2人以上の場合は収入520万円以上)の70歳以上75歳未満の被保険者がいる場合。
一般	▷ 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は収入383万円未満)の場合および旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合。
低所得者Ⅱ	▷ 世帯主と世帯の被保険者全員が町民税非課税の場合。
低所得者Ⅰ	▷ 低所得者Ⅱの条件に加えて、その世帯の各所得が必要経費・控除額(公的年金については控除額80万円)を差し引いたときに0円となる場合。

8月から

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関へ支払った自己負担額が高額となったときは、高額療養費が支給されていますが、8月から70歳以上の方の自己負担限度額が変更になります。(69歳以下の方の自己負担限度額は変わりません。)

また、医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは高額介護合算療養費が支給されていますが、こちらも8月から自己負担限度額が変更になります。

厚真町の国民健康保険料を引き下げました(平成29年度対比)

町では、町民の保険料負担を最小限に抑制するため、北海道の示した標準保険料率を更に引き下げ、平成30年度の保険料は、平成29年度を下回りました。

【北海道へ報告したモデル世帯】

世帯区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
①年金所得世帯(単身70歳) 年金収入75万円、合計所得0円	保険料	20,000円	20,800円	20,600円
	前年比	-300円	800円	-200円
②給与所得世帯(夫婦40歳) 給与収入300万円、合計所得192万円 資産割対象0円	保険料	234,000円	255,900円	233,600円
	前年比	-28,800円	21,900円	-22,300円

平成30年度の保険料率

町の国民健康保険料は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つで構成されます。それぞれ、所得に応じた「所得割」、固定資産税に応じた「資産割」、被保険者(国保の加入者)の人数に応じた「均等割」、世帯ごとに負担する「平等割」の4つの合計で計算します。

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
所得割	4.682%	4.147%	1.225%	1.017%	0.893%	0.720%
所得割算定基礎額×各料率						
資産割	39.452%	39.984%	10.318%	9.809%	10.629%	9.655%
固定資産税額×各料率						
均等割	25,465円	25,455円	6,662円	6,247円	8,400円	7,219円
1人当たり						
平等割	29,723円	29,658円	7,770円	7,276円	6,795円	5,779円
1世帯当たり						
最高限度額	54万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円
1世帯の限度額						

国民健康保険料(均等割・平等割)の軽減措置があります

国民健康保険料は、低所得世帯や中間所得層を対象とした軽減措置があります。ある一定の所得要件が満たされれば軽減されますが、未申告の場合は、軽減を受けられないのでご注意ください。

世帯区分	世帯全員の前年の合計所得
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+被保険者数×275,000円以下
2割軽減	33万円+被保険者数×50万円以下

国民健康保険料は、健康の増進事業に使われています

国民健康保険料は、北海道への納付金のほか、被保険者の健康増進のためのさまざまな保健事業に使われます。町では下記事業を実施しています。

- 特定健診事業  
40~74歳の国民健康保険加入者の健康診査
- 保健指導事業  
特定健診未受診者対策…特定健診未受診者に対して、未受診の理由に応じて対策を行い健康意識の向上と特定健診の受診率の向上を図ります。

早期介入保健指導事業…35~39歳でメタボリックシンドローム予備群の方に正しい知識を周知し、生活習慣改善の支援を行うことで、生活習慣病の発症および重症化を予防します。

糖尿病性腎症重症化予防事業…特定健診を受けたことがある方のうち、生活習慣の改善により糖尿病性腎症重症化の予防が期待される方に対して、医療機関と連携して保健指導を行い、人工透析への移行を防止します。

平成30年度から

国民健康保険料率の仕組みが変わります

平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険料率が大きく変わることになりました。国民健康保険料率を抑制するため、平成30年度から平成35年度の間は、2%以下の上昇に抑えることとされています。

とになりました。平成30年度からは、北海道が示した標準保険料率を参考に厚真町が保険料率を決定します。標準保険料率は、平成30年度から平成35年度の間は、2%以下の上昇に抑えることとされています。